

労働者派遣個別契約書（案）

大津市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙間の令和8年〇月〇日付で締結した労働者派遣基本契約に基づき、以下のとおり労働者派遣個別契約を締結する。また、従事業務内容等の詳細については、別途仕様書にて定める。

1 件名

すこやか相談所における産前産後休暇・育児休業取得職員の代替労働者派遣

2 従事業務内容等

(1) 派遣労働者の業務内容等

大津市健康福祉部保健所保健総務課すこやか相談所の産前産後休暇、育児休業取得職員の代替労働者として、次の業務等を行う。

ア 地域保健に関する業務

健康診査、健康相談、健康教育、家庭訪問による相談その他地域保健に関する業務を行う。

(ア) 家庭訪問による相談について、原則、職員が割り振った小学校区に居住する市民を担当する。

また、原則単独で実施することとし、月15件程度の実施を目安とする。

(イ) 乳幼児健診について、月8回程度の実施を目安とする。

(ウ) 健康診査や電話、訪問や相談対応の方法等の業務遂行に必要な事項については、職員が指導する。

(エ) 新たに派遣される者に対しては、職員から派遣先における地域保健に関する業務に係る対応を指導する。

イ 派遣先で実施する事務

前号の業務を含め、職員が指示する事務を行う。事務は、職員による事務所管理に関する通常業務に限ることとし、通常業務以外への従事を求める場合は、派遣先及び派遣元の双方で協議・合意することを条件とする。

ウ その他

地域保健に関する業務の基本的な情報については、派遣元にてあらかじめ指導等を行うこと。

(2) 派遣労働者の資格及び条件等

ア 保健師又は看護師免許を有すること。

イ ワード、エクセル、パワーポイントの入力等をはじめとする基本的なパソコン操作ができること。

ウ 業務内容に掲げる業務に関して、電話等での対応が問題なくできること。

エ アに規定する免許を必要とする職務の実務経験が3年以上あり、かつ類似した業務の経験がある者であることが望ましい。

オ 大津市内の地理等に明るい者であることが望ましい。

カ 公共交通機関を使用し訪問を含む地域保健に関する業務ができること。なお、前号に定める業務の公共交通機関の利用にかかる費用は派遣先の負担とする。

3 責任の程度

- (1) 権限の範囲
付与される権限なし
- (2) 成果への期待・役割
あり（地域保健に関する専門知識の活用、業務への習熟、作業スピードの速さ及び正確性）

4 就業する事業所の名称、所在地、就業場所

- (1) 派遣先組織単位
大津市健康福祉部保健所保健総務課
- (2) 派遣先責任者
大津市健康福祉部保健所保健総務課 課長 ○○ ○○
- (3) 所在地
大津市保健所 保健総務課○○すこやか相談所（大津市○○○○）
- (4) 電話番号（直通）
派遣責任者（保健所時間外業務番号） 0 7 7-5 2 3-1 2 3 4
保健総務課 0 7 7-5 2 2-6 7 5 5
ただし、諸般の事情により就業場所を変更することがある。

5 派遣先指揮命令者

大津市健康福祉部保健所保健総務課○○すこやか相談所 所長 ○○ ○○○
電話番号(直通)：0 7 7-○○○-○○○○

6 派遣人数、就業日、業務時間及び休憩時間

当初は以下のとおりとする。ただし、状況により、派遣先及び派遣元の双方で協議・合意のうえ、流動的に対応することとする。

なお、原則として人員配置の決定は派遣を依頼する日の7日前までに決定することとする。

(1) 派遣人数

○名

(2) 就業日

第4項第1号で定める派遣期間内のうち、次に掲げる日以外の日とする。ただし、特に必要があると認めるときは、派遣労働者及び派遣元の双方で協議・合意のうえ、臨時にこれを変更することができる。ただし、1週間の労働時間が40時間を超えない範囲とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(3) 業務時間及び休憩時間

次の時間とする。ただし、特に必要があると認めるときは、派遣労働者及び派遣元の双方で協議・合意のうえ、臨時にこれを変更することができる。

比叡すこやか相談所 午前10時から午後6時まで（休憩1時間）

比叡すこやか相談所以外のすこやか相談所 午前9時から午後5時まで（休憩1時間）

7 派遣料金

〇〇〇円（1時間当たりの税抜き単価）

※就業場所までの交通費（往復）を含む。

※派遣料金に乗じる派遣労働者の就業時間は5分単位とする。

8 派遣期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

9 時間外労働

原則として行わない。

10 派遣料金の支払い等

(1) 勤怠管理及び検査

ア 乙は、月ごとに勤務実績の把握を行い、甲に報告するものとする。

イ 甲は、アに規定する報告を受けたときは、速やかに当該月に係る業務完了の確認のための検査を行うものとする。乙は、検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

(2) 派遣料金の請求及び支払

ア 乙は、前号イの規定による検査に合格したときは、速やかに当該月に係る派遣料金の支払請求書を甲に提出するものとする。

イ 本契約は単価契約のため、アの規定により甲に請求する金額は、単価に前号イの検査に合格した数量を乗じた額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 甲は、適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に派遣料金を乙に支払うものとする。

11 安全及び衛生

甲は、乙の派遣労働者の健康保持のため、定められた休憩をとらせるほか、照明等作業環境に配慮する。

12 便宜供与

甲は、乙の派遣労働者に対し、甲が雇用する労働者が利用する施設又は設備について、利用することができるよう努めるものとする。

13 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定する。

14 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

1.5 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

甲：大津市健康福祉部保健所保健総務課〇〇すこやか相談所 所長 〇〇〇 〇〇

電話番号(直通)：077-〇〇〇-〇〇〇

乙：〇〇

電話番号(直通)：〇〇〇

(2) 苦情処理の方法、連携体制等

ア 甲における苦情申出先が苦情を受けた時は、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知する。

イ 乙における苦情申出先が苦情を受けた時は、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知する。

ウ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

1.6 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申し入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣期間の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由に依らない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしない時は30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たない時は当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議したうえで適切な善後処理方策を講ずることとする。また甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合

であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

1 7 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務提供後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合は、派遣先は職業紹介を經由して派遣元事業主に対し、紹介手数料を支払うか否かを甲乙間で別途協議する。

1 8 派遣元責任者 ○○○○

電話番号(直通) : ○○○○

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

甲 大津市
大津市長

乙 ○○○
○○○
○○ ⑩